明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍静岡県浜松市天竜区大谷一〇〇番地、最後の住所静岡県浜松市天竜区大谷一〇〇番地市営住宅大谷団地桜一〇九号室

被相続人　亡　平野　哲

右被相続人は平成二十六年四月十九日死亡し、その相続人は平成二十六年七月十五日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

静岡県浜松市天竜区渡ケ島二一七の三　清風寮

相続財産管理人　平野　由美

静岡県浜松市中区中央一丁目六番二二号　SLビル四階　はままつ共同法律事務所

相続財産管理人代理人弁護士　岡本　英次

限定承認公告

本籍静岡県磐田市見付三六六三番地、最後の住所静岡県磐田市神増一〇番地六

被相続人　亡　南　早苗

右被相続人は平成二十六年四月二十三日死亡し、その相続人は平成二十六年七月十五日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

静岡県磐田市神増四八番地四

相続財産管理人　南　明宏

限定承認公告

本籍広島県東広島市八本松町篠甲一一四八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　川元　巽三

右被相続人は平成二十六年四月二日死亡し、その相続人は平成二十六年七月七日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十四日

広島県東広島市八本松町篠甲一一四八番地

相続財産管理人　川元　秀徳

任意清算公告

当社は、平成二十六年七月三日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月二十四日

神奈川県大和市南林間四丁目六番一五―三〇五　合資会社健やかライフ

代表社員　加藤　達永

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十六年八月二十八日を効力発生日として、優先資本金の額金四十億三千五百三十四万円を金三十九億六千三十四万円に減少して、発行済優先出資総口数四百三万五千三百四十口（第一号優先出資二百五十八万六千四百三十七口、第二号優先出資百五十二万四千二百二十三口）を一口に対して金一千円をもって三百九十六万三百四十口（第一号優先出資二百一万九千七百七十三口、第二号優先出資百九十四万五百六十七口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金八千五百万円であり、優先出資の消却に要する金額は金八千五百万円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月十二日

掲載頁　九十五頁（号外第五十一号）

平成二十六年七月二十四日

東京都港区六本木三丁目一六番二六号ハリファックスビル　特定目的会社ＪＲＩＣ１

取締役　五十嵐知弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十六年八月二十八日を効力発生日として、優先資本金の額金三十一億一千六十六万円を金三十億二千五百六十六万円に減少して、発行済優先出資総口数三百十一万六百六十口（第一号優先出資百五十八万六千四百三十七口、第二号優先出資百五十二万四千二百二十三口）を一口に対して金一千円をもって三百二万五千六百六十口（第一号優先出資百五十四万三千八十七口、第二号優先出資百四十八万二千五百七十三口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金八千五百万円であり、優先出資の消却に要する金額は金八千五百万円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月十二日

掲載頁　九十五頁（号外第五十一号）

平成二十六年七月二十四日

東京都港区六本木三丁目一六番二六号ハリファックスビル　特定目的会社ＪＲＩＣ２

取締役　五十嵐知弘

訂正公告

平成二十六年五月二日（号外第九十八号）掲載の有限会社高橋ホームテクノに係る解散公告中、臨時株主総会の決議は、「平成二十六年三月一日開催」とあるは、「平成二十六年三月三十一日開催」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年七月二十四日

秋田県横手市平鹿町醍醐字下篭田七五番地一二

有限会社高橋ホームテクノ

清算人　高橋　雄悦

訂正公告

平成二十六年六月十三日（号外第一三三号）掲載の第十八期決算公告（枠組）中、売上高の金額「11,426」とあるは「1,426」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年七月二十四日

栃木県宇都宮市清原工業団地一八番五

清原住電株式会社

代表取締役　遠藤　茂樹

取消公告

平成二十六年七月八日（号外第一五三号）掲載の第六十七期決算公告（枠組）は、取消します。

平成二十六年七月二十四日

愛知県瀬戸市暁町三番八六

河村電器産業株式会社

代表取締役　河村　幸俊

正誤

ページ	段	行	誤	正
一五九	下	一二～一一	終りから	事項を（休止につ
一六〇	〃	〃	終りから	いての認可の申請又は届出の場合にあっては第四号に掲げる事項を除く。）を単に「園児」
一六〇	〃	一	終りから	事項（休止について の認可の申請又は届出の場合にあっては第四号に掲げる事項を除く。）を「園児」
一五七	下	二	終りから	前三号
一五八	上	六	前二号	第二項
一六〇	〃		一六第二項	

一六二ページ上段終りから一七行目と一六行目の間に次を加える。

（幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則）

（印刷誤り）

一五九	下	一一	九別表五十九号の別表第五十九号の二	

平成二十六年七月二日（号外第百四十八号）内閣府告示第百五十九号（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）

（原稿誤り）

一八〇	下	一六	終りから	都道府県定区域	都道府県設定区域
一八三	〃	〃	六	自立支援計画	自立促進計画

平成二十六年七月八日（号外第百五十三号）掲載の大阪地方裁判所に係る平成二十六年（フ）第二三七〇号破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中

（原稿誤り）

一七二		三五	債務者　嶋野　勝義	債務者　商野　勝義

◉号外　七月二十四日付第一六四号
四月二十三日付参会第一九九六ページ●同日付政府調達第一三七号二四ページ●

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　送料別（配）